

令和3年9月30日

蕨市立小・中学校保護者様

蕨市教育委員会

緊急事態宣言解除後の蕨市立小・中学校の対応について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。さて、令和3年9月30日をもって、新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除され、段階的な緩和措置を実施することとなりました。

つきましては、10月1日以降の本市における教育活動につきまして、下記の通り実施することといたします。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

1 学校運営の基本方針について

感染防止対策を徹底しながら教育活動を行います。

2 基本的な感染防止対策の徹底

(1) 健康観察の徹底

日々の健康状態を確認するため、検温・健康観察を徹底いたします。

なお、お子様に発熱等の風邪症状がみられる場合や家庭内に体調不良者がいる場合は登校をお控えください。

(2) 手洗い・マスク着用の徹底と適切な換気・保湿の実施

手洗い及びマスクの正しい着用及び常時換気を徹底いたします。

※不織布マスクの着用を推奨いたします。（一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果をもたらします。）ただし、不織布マスクの着用を強制するものではありません。

(3) 食事（給食）中の会話禁止の徹底

食事（給食）中の会話は禁止とし、会話は食事後にマスクを着用してから行うよう指導いたします。

(4) 直行直帰の徹底

登下校時においても、マスクを着用し、学校からの直行直帰を徹底いたします。

3 学習活動の取扱いについて

以下に例を挙げるような「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」を実施する場合は、感染防止対策を徹底いたします。

各教科における「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のよう活動が挙げられます（①～④は特にリスクの高いもの）。

- ① 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ② 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ③ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ④ 体育・保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- ⑤ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ⑥ 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

上記の活動に限らず、学級全体で一斉に行う音読や群読、近距離で大きな発声を伴う活動やマスクを外して行う運動など、感染リスクが高いと考えられる活動についても同様に取り扱い

4 学校行事について

(1) 運動会、体育祭等について

実施にあたっては、感染防止の観点から開催時期、場所や時間、開催方法等について工夫し、感染状況等を踏まえ、保護者や地域の方などの参加の可否については慎重に判断いたします。

(2) 音楽会、合唱コンクール等について

合唱や吹奏楽等において集団感染の事例が見られることから、実施の可否を慎重に判断いたします。

(3) 修学旅行等、泊を伴う校外行事について

目的地等の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、保護者の皆様の十分な理解を得て、実施の可否を慎重に判断いたします。

5 ワクチン接種について

(1) 児童生徒に対するワクチン接種について、接種への正しい理解を促進するとともに、希望する児童生徒が安心して接種を受けることができるよう適切な配慮をいたします。

(2) ワクチン接種はあくまでも任意であり、接種の有無が、偏見や差別につながることはないよう、指導等に留意いたします。

中学校のみ

6 部活動の対応について

部活動を実施する場合は、

(1) 10月1日(金)から15日(金)まで

- ・土日の活動は、登下校による生徒の接触機会の削減の観点から禁止とします。
- ・公式の大会やコンクール等に出場する場合は、大会の14日前から「蕨市立中学校に係る部活動の方針」に基づく活動ができるものとします。

(2) 10月16日(土)以降

- ・「蕨市立中学校に係る部活動の方針」に基づく活動とします。
- ・各地域の感染状況等を慎重に検討し、活動内容や時間等を適切に計画します。
- ・練習試合及び県外での活動は、慎重に判断します。

	活動日数	活動時間	校外活動 合同練習・練習試合等	泊を伴う活動
10月 1日から 10月15日まで	週4日以内 (平日のみ)	2時間以内	禁止	禁止
10月16日以降	「蕨市立中学校に係る部活動 の方針」に基づく活動		可	禁止

(3) 留意事項

活動については、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止策を徹底するとともに、感染への不安等から活動への参加をためらう生徒に対して、参加しないことを安心して選択できる環境を整えます。(参加を強制することや、練習を欠席した生徒を試合に出さないというような不適切な対応は、絶対に行いません。)

小・中学校共通

7 登校後に新型コロナウイルス感染予防の観点から、お子様を早退させる場合の対応について

登校後のお子様に、発熱等の風邪症状などの体調不良が確認された場合は、学校から保護者様に連絡いたしますので、早退のご対応をお願いいたします。その際、ご家族（兄弟姉妹等）が小・中学校に登校している場合は、以下のとおりご対応をお願いいたします。

【体調不良により早退するお子様と同じ学校に登校しているご家族について】

- ・マスク等の感染防止対策を徹底したうえで、早退のご対応をお願いいたします。

【体調不良により早退するお子様と別の学校に登校しているご家族について】

- ・保護者様から該当校に連絡し、早退のご対応をお願いいたします。

※ご家族（兄弟姉妹等）が保育園・幼稚園・高等学校等に登園・登校している場合につきましても、同様にご対応いただくと、感染防止対策を一層徹底させることができます。